

羽曳野市 男女共同参画推進プラン

-第2期 はびきのピーチプラン-

概要版

男女共同参画社会とは・・・

「女性も男性も、一人ひとりが大切にされ、
社会の対等な構成員として、
喜びも責任も分かち合いつつ、
その個性と能力を最大限に発揮できる社会」
のことです。

平成19(2007)年3月

羽曳野市

羽曳野市男女共同参画推進プランとは...

女性も男性も性別にかかわらず「女らしさ・男らしさ」という性別による「らしさ」ではなく、「自分らしく」いきいきと暮らせる社会をめざすための取り組みをまとめたものです。平成8年度に第1期はびきのピーチプランを策定してから10年が経過し、今回その後継計画として第2期を策定しました。



プランの位置づけ

本市において男女共同参画社会を実現するため、行政はもとより、市民や事業者、各種団体などの取り組みの指針となります。

プランの期間

平成19(2007)年度から
平成28(2016)年度の
10年間を目標年次とします。

プランの進め方

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけでは達成できるものではありません。市民をはじめ事業所など地域の様々な主体と行政がパートナーシップを形成し、本プランの着実な推進を図っていきたいと考えます。

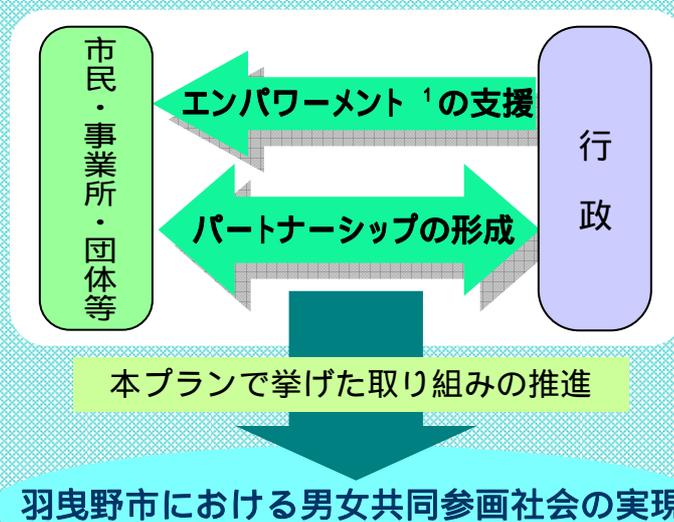


1 エンパワーメント

一人ひとりが、あらゆる状況などを変えていく力を身につけることを言います。

2 メディア・リテラシー

様々なメディアからの情報を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力や、メディアを適切に選択し、発信できる能力のことを言います。



プランの体系

基本目標

基本課題

施策の方向

A 『男女共同参画に向けた意識づくり』

基本課題 1

男女共同参画に向けた慣行等の
見直しと広報・啓発活動の展開

- (1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

基本課題 2

男女共同参画に向けた
教育・学習の充実

- (1) 学校教育における男女平等の推進
- (2) 生涯学習における男女平等の推進
- (3) 職員の研修の充実

基本課題 3

男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり
- (2) あらゆる暴力への対策の推進

基本課題 4

メディアにおける人権の尊重

- (1) 人権を尊重した表現の推進
- (2) メディア・リテラシー²の向上

B 『あらゆる分野での男女共同参画の推進』

基本課題 1

政策・方針決定の場への
参画の推進

- (1) 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域
拡大の確保
- (2) 企業や団体等での女性の登用の啓発
- (3) 女性のエンパワーメント

基本課題 2

働く場での
男女共同参画の推進

- (1) 労働条件向上のための啓発の促進
- (2) 就労環境の整備と支援
- (3) 職業能力の開発・向上
- (4) 多様な就労形態への支援

基本課題 3

家庭生活での
男女共同参画の推進

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護支援の充実
- (3) 男性の家庭生活への参画促進

基本課題 4

地域社会での
男女共同参画の推進

- (1) 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への
参画促進

C 『すべての男女が安心して暮らせる社会づくり』

基本課題 1

生涯にわたる健康の保持・増進

- (1) 性に関する情報提供と性教育の推進
- (2) ライフステージに応じた健康づくりの推進

基本課題 2

年齢・障害の有無にかかわらず
すべての男女が安心して暮らせる
環境づくり

- (1) 高齢者や障害者などの福祉・就労の充実
- (2) すべての人にやさしいまちづくり

基本課題 3

国際社会への参加・交流

- (1) 国際交流・協力への女性の参加促進

男女共同参画社会を

<< 基本課題 1 >>

男女共同参画に向けた慣行等の 見直しと広報・啓発活動の展開

「男は仕事、女は家庭」という固定的な
性別役割分担意識³を払拭し、
男女共同参画社会の実現に向けた
意識づくりを進めます。

<< 基本課題 2 >>

男女共同参画に向けた 教育・学習の充実

男女平等の視点に立った学校教育、
生涯学習により、学校や地域、家庭で
男女共生教育に積極的に取り組む
社会を目指します。

基本目標 A

男女共同参画に 向けた意識づくり



<< 基本課題 3 >>

男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス⁴など
あらゆる暴力を「許さない」「潜在化さ
せない」ための意識づくりや、それらの
被害者を支援します。

<< 基本課題 4 >>

メディアにおける人権の尊重

情報の送り手側（行政や事業所など）は
メディアにおける人権の尊重に努め、
情報の受け手側（市民一人ひとり）は
メディア・リテラシーを身につけます。

3 性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というふうに、性別によって固定的
に役割を分ける考え方です。



4 ドメスティック・バイオレンス

一般的には、夫やパートナーなど親しい関係の男性から女
性に対して向けられる暴力のことです。殴る、蹴るなどの
身体的暴力、言葉で傷つける、無視などの精神的暴力、性
的關係の強要等の性的暴力などがあります。

実現するために掲げた

<< 基本課題 1 >>

政策・方針決定の場への 参画の推進

女性のエンパワーメントを支援し、
意思決定の場に男女がバランスよく
参画できる社会を
目指します。

<< 基本課題 2 >>

働く場での 男女共同参画の推進

すべての人が個性や能力を十分に発揮
し、充実した職業生活が送れるように、
男女が平等な立場で仕事ができる
社会づくりを進めます。

基本目標 B

あらゆる分野での 男女共同参画の推進

<< 基本課題 3 >>

家庭生活での 男女共同参画の推進

子育てや介護などを男女が
ともに担っていくため、
すべての男女が家庭生活に積極的に参
画する社会を目指します。

<< 基本課題 4 >>

地域社会での 男女共同参画の推進

市民と行政が協働し、
すべての男女が地域の一員として
積極的に多様な取り組みに参画する
地域社会を目指します。



基本目標と基本課題

<< 基本課題 1 >>

生涯にわたる健康の保持・増進

市民一人ひとりが性や健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ⁵に関する正しい意識や知識を持つことで、男女がお互いの性を尊重し、自分自身の健康を保てる社会を目指します。

基本目標 C

すべての男女が 安心して暮らせる 社会づくり

<< 基本課題 2 >>

年齢・障害の有無にかかわらず すべての男女が安心して 暮らせる環境づくり

ソフトおよびハードの両面から支援を進め、市民一人ひとりが助け合いや思いやりの意識をもち、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

<< 基本課題 3 >>

国際社会への参加・交流

諸外国との交流や在日外国人に対する支援を進め、市民一人ひとりが国際社会における男女共同参画の取り組みを理解し、行動につなげていきます。

5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」「安全で満足のいく性生活」「安全な妊娠・出産」「子どもが

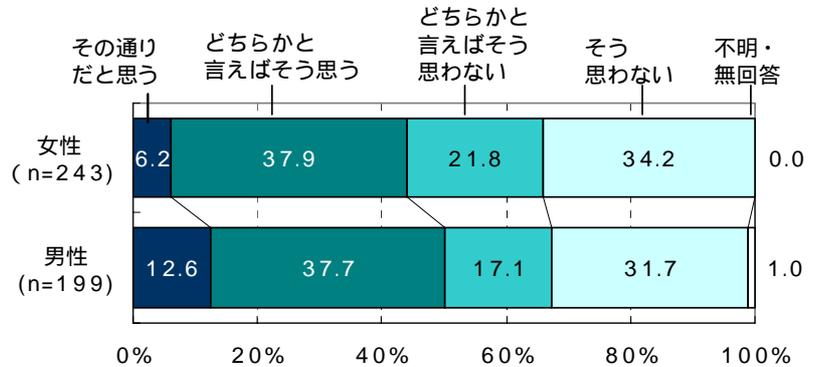
健康に生まれ育つこと」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方です。

羽曳野市民の意識や現状

男性に強く残る性別役割分担意識 (平成 18 年市民意識調査より)

性別役割分担意識について、「そのとおりだと思う」人は、女性は 6.2% ですが、男性は約 2 倍の 12.6% となっており、男性は女性より性別役割分担意識が強い傾向にあることがうかがえます。

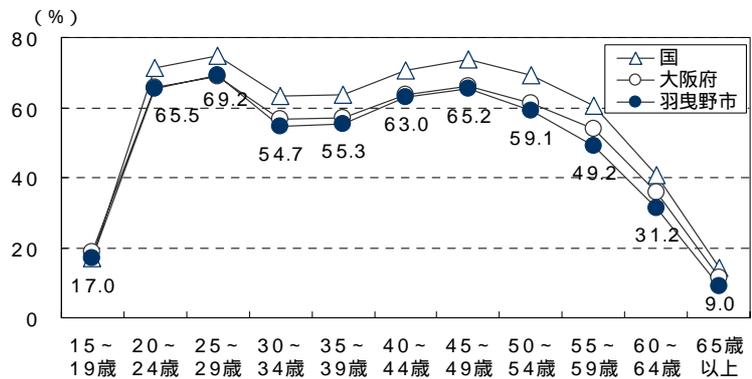
【「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識 について】



妊娠や子育てにより仕事を辞めざるを得ない女性 (平成 17 年国勢調査より)

本市における女性の就労率は、子育て期と考えられる 30 歳代で低下し、子育てが落ち着く頃と考えられる 40 歳代で再び上昇しています。女性が妊娠や子育てなどで仕事をやめざるを得ない実態がうかがえます。

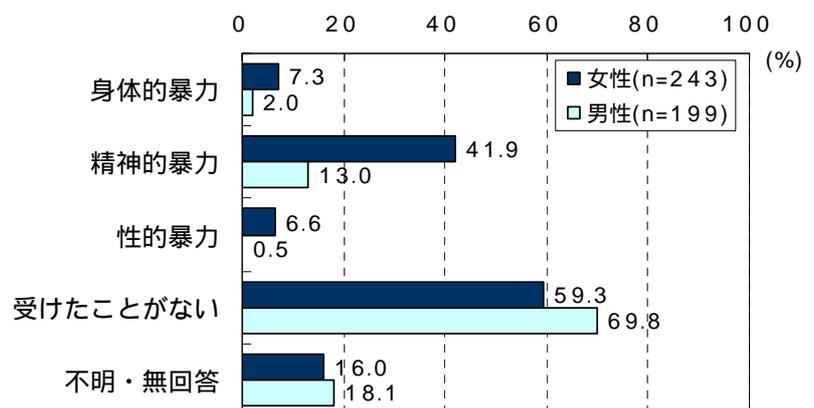
【女性の年齢階級別の就労率】



女性に多いドメスティック・バイオレンスの被害 (平成 18 年市民意識調査より)

本市の女性の 4 人に 1 人がドメスティック・バイオレンスの被害経験があり、男性に比べて女性の被害が多いことがわかります。

【ドメスティック・バイオレンスの被害経験者の割合】



プランの推進

市民との パートナーシップ の形成

市民をはじめとする地域の様々な主体と行政がパートナーシップを形成し、本プランを推進します。

庁内における 推進体制の整備

羽曳野市男女共同参画推進本部の下、庁内の連携や横断的な推進を可能とする体制の整備を図ります。

国、大阪府、 関係機関との連携

国、大阪府、関係機関の動向を踏まえ、連携、協力を進めていきます。

プランの推進状況の確認

団体・市民代表、学識経験者からなる羽曳野市男女共同参画推進懇話会において、プランの推進について審議を行います。

目標の数値化や達成年度を明らかにするとともに、定期的な市民の意識調査等を実施し、プランの推進状況を確認します。

羽曳野市男女共同参画推進プランの 効果的な推進



羽曳野市男女共同参画推進プラン -第2期はびきのピーチプラン- 概要版



発行：羽曳野市

編集：羽曳野市市民人権部人権推進課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL 072-958-1111 FAX 072-958-8061

e-mail jinkensuishin@city.habikino.osaka.jp

0500.07.4